

規制基準 概略

出典：フリー百科事典「ウィキペディア（Wikipedia）」

ブラジルでは、NR とも呼ばれる規制基準が、労働者の安全と衛生に関連する義務手順に関してガイドラインを規定し、提供している。これらの規制は、労働集約法（CLT）の第V章、第II項に記載されている。これらは、1978年6月8日通達第3.214によって承認され、労働集約法—CLTによって管轄されるすべてのブラジル企業による必須遵守であり、労働社会保障省によって定期的に見直される。

これらは、政府、雇用者、労働者の代表者で構成された特定の三者委員会によって作成、修正される。

NR 規制基準

NR 1 総則

NR 2 事前検査

NR 3 差し止めまたは停止

NR 4 安全工学と労働医学の専門業務（SESMT）

NR 5 事故防止社内委員会（CIPA）

NR 6 個別保護具

NR 7 職業衛生医療管理プログラム

NR 8 建物

NR 9 環境リスク予防プログラム

NR10 電気施設と電気作業

NR 11 材料の運搬、移動、保管および取り扱い

NR 12 機械と設備の作業における安全

NR 13 ボイラー、圧力容器と配管

NR 14 工業用炉

NR 15 不健康な活動と作業

NR 16 危険な活動と作業

NR 17 人間工学

SAMI CULTURA JAPONESA IDIOMA LTDA

TEL; +55-92-98108-3535

hisashi_umetsu1948@yahoo.co.jp/www.samicultura.com.br

NR 18 建設業における労働条件と環境

NR 19 爆発物

NR 20 液体燃料と可燃物液体

NR 21 野外での作業

NR 22 鉱業における安全と職業衛生

NR 23 火災からの保護

NR 24 職場における衛生条件と快適性

NR 25 産業廃棄物

NR 26 安全標識

NR 27 労働省への労働安全技術専門家の登録

NR 28 監査と処罰

NR 29 港湾労働における安全衛生の規制基準

NR 30 航路労働における安全衛生

NR 31 農業、畜産業、林業、森林開発および水産養殖業における労働安全衛生

NR 32 医療施設における労働安全衛生

NR 33 密閉空間における労働安全衛生

NR 34 - 造船および保船業における労働条件と環境

NR 35 - 高所作業

NR 36 - 屠畜および肉と派生加工の規制基準

NR 規制基準概要

NR 1 総則

すべての NR は、労働集約法一(CLT)によって管轄された従業員を擁する、民営と公営企業、および直接および間接的な行政の公的機関による必須遵守である。NR 1 は、地方労働監督局の重要性、機能および権限を定めている。

NR 2 事前検査

すべての新しい事業所は、活動を開始する前に、労働雇用省の機関に施設の承認を申請しなければならない。

SAMI CULTURA JAPONESA IDIOMA LTDA

TEL; +55-92-98108-3535

hisashi_umetsu1948@yahoo.co.jp/www.samicultura.com.br

NR 3 差し止めまたは停止

地方労働局は、労働者にとって重大で切迫したレベル 3 を証明する所管部門の技術報告に基づいて、事業所、業務部門、機械または設備を停止するか、または工事を指し止めすることが出来る。(CLT 第 161 条 第 3.6, 3.4, 3.7, 3.8, 3.9, 3.10 項)

NR 4 安全工学と労働医学の専門業務 (SESMT)

NR 4 は、労働災害および職業病を軽減するために、安全工学および労働医学の専門業務 (SESMT) の組織のための基準を定める。その機能を果たすために、SESMT は、次の専門家を持たなければならない：労働者数と リスクのレベルにより設定された数の、労働医、労働安全エンジニア、労働看護師、労働安全技術者、労働准看護師。

SESMT の業務は、労働者の健康リスクを低減または排除するために、労働環境での安全工学および職業医学の知識を応用して、上記の専門家の予防的と権力のあるものである。

SESMT の活動の中には、個人保護用具の使用に関する労働者のリスク分析と指導がある。また、労働災害を記録するのは SESMT の責任である。(CLT 第 162 条 第 4.1, 4.2, 4.8.9, 4.10 項)

NR 5 事故防止社内委員会 (CIPA)

労働集約法一(CLT)によって管轄された従業員を擁する、民営と公営企業、および政府機関は、事故防止社内委員会 (CLT) を組織し、機能を維持する義務がある (CLT 第 164 条 第 5.6, 5.6.1, 5.6.2, 5.7, 5.11 項、および第 165 条 第 5.8 項)。事故防止社内委員会 (CIPA) は、労働者の生命の維持および健康の促進によって、恒久的に労働に適するように、労働に起因する事故および疾病の予防をその目的としている。

NR 6 個別保護具

本 NR を適用する目的で、個別保護具 (EPI) とは、労働者の健康および身体的完全性を保護することを目的とし、最終的に労働雇用省 (MTE) による承認証明書 (CA) を有する、国内または国外で製造された個人的に使用するすべての用具である。企業は従業員に無料で提供する義務がある。(CLT 第 166 条 第 6.3 項、A 号、および第 167 条 第 6.2 項)

NR 7 職業衛生医療管理プログラム

本 NR は、従業員として労働者を採用しているすべての雇用主と機関にたいして、その労働者の総体の健康を促進し維持することを目的とした、職業衛生医療管理プログラム (PCMSO) の作成と実施の義務を定めている。

NR 8 建物

SAMI CULTURA JAPONESA IDIOMA LTDA

TEL; +55-92-98108-3535

hisashi_umetsu1948@yahoo.co.jp/www.samicultura.com.br

本 NR は、建物で働く人々の安全性と快適性を保証するために、建物において厳守しなければならない最低限の技術要件を定めている。

NR 9 環境リスク予防プログラム

本 NR は、従業員として労働者を採用しているすべての雇用主と機関にたいして、労働環境に既存している、または既存してくる環境リスクの発生を、予測、認識、評価し、結果的に管理による環境リスク予防プログラムの作成と実施の義務を定めている。

NR 10 電気施設と電気作業

本 NR は、設計、建設、組立、運転および保全の段階での電気施設に従事する、また同様にその周辺でいかなる作業をも実施する労働者の安全と衛生を保証するための最低限必要な要件と条件を定めている。

NR 11 材料の運搬、移動、保管および取り扱い

本 NR は、持ち上げ作業、運搬作業、および運搬機のための安全基準を定めている。材料の保管は、材料の各種類の安全要件に従わなければならない。

NR 12 機械と設備の作業における安全

本 NR は、サービス、通路エリア、始動および停止装置、機械および機器の保護に関する規定、および保守および操作など、機械および装置を対象とする場所における義務的手順を定めている。

NR 13 ボイラー、圧力容器と配管

本 NR は、ボイラー、圧力容器およびそれらに相互接続されている配管の物理的完全性を保証するための義務的手順を定めている。操作と保守作業、ボイラー、圧力容器および配管の検査の監督は、国内で有効な専門的な規制に従うこと。

NR 14 工業用炉

本 NR は、作業に耐えられない輻射熱の許容値、労働者に最大の安全性と快適性を提供するように、頑丈な建設、耐火材を使用した作業について述べてある。

NR 15 不健康な活動と作業

本 NR は、職場での検査業務によって証明された、法規に定められた許容値を超えて実施される不健康な活動と作業における義務的手順を定めている。攻撃的な要因：騒音、熱さ、放射線、圧力、寒さ、湿気、化学薬品。

NR 16 危険な活動と作業

本 NR は、爆発物や化学製品の仕事および/または輸送、可燃性物、放射性物質などの仕事、および電気エネルギーを伴う操作と保守仕事に従事する労働者によって実施される作業における義務的手順を定めている。

NR 17 人間工学

本 NR は、材料、備品、機器の持ち上げ、運搬および荷降ろし、およびワークステーションの環境条件と労働のその構成に関連する側面を含め、最大の快適性、安全性および効率的パフォーマンスを提供するように、労働条件を労働者の心理生理学的特性に適合させことを可能にするパラメータを定めることを目的としている。

NR 18 建設業における労働条件と環境

本 NR は、建設業の、手順、条件および作業環境における安全予防管理とシステムの手段の実施を目的とした、管理、企画および安全に関する指示の方針を定めている。

NR 19 爆発物

本 NR は、爆発物の事故を回避して、取り扱い、輸送および保管のための手順を定めている。

NR 20 液体燃料と可燃物液体

本 NR は、液体燃料、可燃物液体および液化石油ガスの、保管、輸送方法、労働者によってどのように取り扱わなければならないかのパラメータの決定を定めている。

NR 21 野外での作業

本 NR は、悪天候から労働者を守ることができる素朴でもしっかりした構造の避難小屋の存在を義務として、野外で行われる作業のための最低限の基準を定めている。

NR 22 鉱業における安全と労働衛生

本 NR は、企業が従業員に衛生、安全および職業医療の満足できる条件を職場に提供する方法を採用し、維持することを決定し、鉱業活動における安全と労働衛生の手順を定めている。

NR 23 火災からの保護

本 NR は、すべての企業が火災からの保護に関して、労働者の緊急出口、消火のための十分な設備、および正しい使用を訓練された人を維持しなければならないことに関する手順を定めている。

NR 24 職場における衛生条件と快適性

本 NR は、性別で分離されなければならない衛生用品、衛生ボックス、トイレ、および更衣室、食堂、厨房および宿泊施設などの用途のために最低限の基準を定めている。

SAMI CULTURA JAPONESA IDIOMA LTDA

TEL; +55-92-98108-3535

hisashi_umetsu1948@yahoo.co.jp/www.samicultura.com.br

NR 25 産業廃棄物

本 NR は、労働者の健康および安全へのリスクを回避するために、適切な方法、設備または手段によって産業廃棄物を作業場所から撤去するための基準を定めている。

NR 26 安全標識

本 NR の目的は、黄色、赤色、緑色で危険性を表示し、区切り、警告することで事故を防止するために、職場で使用されるべき色を決めることを目的としている。

NR 27 労働省への労働安全技術専門家の登録

本 NR は、労働安全技術専門家の業務は、DRT（地方労働監督局）によって開始手続きされ、SSST（労働安全衛生局）に依存すると定められている。2008年5月29日通達第262号（2008年5月30日 連邦官報-- セクション1 -118 ページ）によって廃止された。前述の通達の第2条によると、専門職の登録は、当事者の申請書をもってカテゴリの組合によって送りことができる、労働雇用省の地方事務所の専門職認証と登録セクションによって行われる。登録の処理は、直接に労働社会保障手帳—CTPSに行われる。2016年1月27日に、インターネットによって発行された専門職登録カードは、労働手帳の記録から置き換えるようになった。労働社会保障省は、連邦官報で公示した後、カードの発行を開始した。登録を行うためには、当事者は <http://sirpweb.mte.gov.br/sirpweb/principal.seam> サイトに入らなければならない。安全技術者がカードを発行するには、同じサイトにアクセスする必要がある。

NR 28 監査と処罰

本 NR は、労働者の安全衛生に関する法および/または規則の規定の厳守のための監査、差し止め、操業停止および処罰が法令の規定に従って実施されることを定めている。

NR 29 港湾労働における安全衛生の規制基準

本 NR は、組織された港湾の内外に位置する、私的および公的に使用される組織化された港湾および施設で活動を行う労働者の安全衛生の可能な限り良い条件を達成するための、事故や職業病に対する義務的な保護を規制している。

NR 30 - 航路労働における安全衛生

本規制は、遠海航路、湾岸航路、内陸航路のいずれかで、船舶および港湾、同様に移動中の海上および内陸水路のプラットフォームでの商品及び乗客の輸送、および業務提供に商業船舶の労働者に使用される、国際労働機関の条約第147回の規定- 商業海運のための最低現の基準の規定の範囲内で、国旗および外国の旗の商業船舶の労働者に適用される。

NR 31 農業、畜産業、林業、森林開発および水産養殖業における労働安全衛生

SAMI CULTURA JAPONESA IDIOMA LTDA

TEL; +55-92-98108-3535

hisashi_umetsu1948@yahoo.co.jp/www.samicultura.com.br

本 NR は、農業、畜産、林業、森林開発および水産養殖業の活動の計画と発展を、労働の安全衛生および環境と両立させるために、組織および作業環境において厳守される規則を定めることを目的としている。本 NR を適用する目的のために、原材料の状態で摘出しその性質を変化させない農産物の加工を農業経済活動と考慮している。

NR 32 医療施設における労働安全衛生

本 NR は、医療業務、ならびに一般的に医療促進および援助活動を行う労働者の安全衛生を守るための措置を導入するための基本方針を定めることを目指している。本 NR を適用する目的で、医療業務は、国民のための医療援助を提供するための建物、およびあらゆるレベルの複雑さでの健康促進、回復、援助、研究および教育のすべての活動を医療活動と定義する。

責任は、NR 32 の遵守に関する契約者と請負業者の間の連帯である。全員の認識と協力は、医療分野における事故の予防にとって非常に重要である。医療業務に関連する活動は、労働者の病気を引き起こす可能性のある、業務の行使に使用される環境および設備に見られる微生物と接触する可能性があるため、立法者の意見では、より大きなリスクを伴うものである。

これらの要因と直接関連する労働者は、医者、看護師、看護助手および技術者、診療所と病院の受付、歯科医、病院の機器の清掃および保守、救急車の運転手、など医療業務に携わるその他。

NR 33 密閉空間における労働安全衛生

本 NR は、密閉空間において直接的または間接的に携わる労働者の安全衛生を恒久的に保証するように、密閉空間の特定、および既存するリスクの認識、評価、監視及び管理のための最小要件を定めることを目的としている。

密閉空間は、既存の換気が汚染を除去するのに不十分であるか、または酸素の不足や過剰が存在し得る場合に、入口および出口手段が制限され継続的に人間が占有するために設計されていない領域または環境である。

NR 34 造船および保船業における労働条件と環境

本 NR は、造船および保船の活動における安全衛生および作業環境を保護するための最低限の要件および措置を定めることを目的としている。造船所で行われる作業の 9 つの手順を述べる：熱い仕事；足場の組み立てと分解；塗装；ブラストおよびハイドロブラスト；貨物取扱い；暫定的な電気設置；高所作業；放射性核種およびガンマグラフィの使用；ローテーションポータブル機器。

NR 35 高所作業

SAMI CULTURA JAPONESA IDIOMA LTDA

TEL; +55-92-98108-3535

hisashi_umetsu1948@yahoo.co.jp/www.samicultura.com.br

NR-35 は、落下する危険性のある場所で下位レベルから 2 メートル以上で活動を行っている労働者の安全衛生を確保するために、計画、準備、実行などの高所での作業のための最低限の要件と防護措置を定めている。

NR 36 -屠畜および肉と派生加工の規制基準

本基準の目的は、。労働雇用省の他の規範規則 - NR の規定を遵守することを害することなく、安全、衛生および生活の質を恒久的に保証するために、屠殺および、人間が摂取する肉加工品および派生品の産業において行われる活動における既存リスクの評価、管理およびモニタリングの最小要件を定めることである。

SAMI CULTURA JAPONESA IDIOMA LTDA

TEL; +55-92-98108-3535

hisashi_umetsu1948@yahoo.co.jp/www.samicultura.com.br